



令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
殿					
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目			前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	
(ふりがな)	(電話)			兆 十億 百万 千 円	
法人名				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)				
代表者氏名	経理責任者氏名	前期末現在の 資本金等の額			

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税
特別法人事業税 の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額 (55)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (56)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00
資本割額 (57)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額 (58)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額 (59)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (60)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00
資本割額 (61)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00
収入割額 (62)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
特別業 法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰					00
	特別法人事業税額 (17)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱					00
予定申告税額 (9)＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯		⑲					00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額		⑳					00
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額 ⑰－㉑		㉒					00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		㉓					
備考							
関与税理士署名		(電話)					

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙五十四]

(事業税)

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名									
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細								前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
摘 要		課 税 標 準		税率 ($\frac{\quad}{100}$)		税 額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		②③		兆 十億 百万 千 円 ($\frac{\quad}{\quad}$)			
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業															
所得割	所得金額総額	③④	兆 十億 百万 千 円						法人税割額	②④					
	所得金額	③⑤					兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額	②⑤					
付加価値割	付加価値額総額	③⑥							税額控除超過額 相当額の加算額	②⑥					
	付加価値額	③⑦					兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	②⑦					
資本割	資本金等の額総額	③⑧							外国の法人税等 の額の控除額	②⑧					
	資本金等の額	③⑨					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	②⑨					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業															
収入割	収入金額総額	④⑩	兆 十億 百万 千 円						租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	③⑩					
	収入金額	④⑪					兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 ②④－②⑤＋②⑥－②⑦－②⑧－②⑨－③①	③⑪					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業															
所得割	所得金額総額	④⑫	兆 十億 百万 千 円						③①のうち特別控除取戻税額等又は 個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	③②					
	所得金額	④⑬					兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 ③①－②⑥－③②	③③					
付加価値割	付加価値額総額	④⑭													
	付加価値額	④⑮					兆 十億 百万 千 円								
資本割	資本金等の額総額	④⑯													
	資本金等の額	④⑰					兆 十億 百万 千 円								
収入割	収入金額総額	④⑱													
	収入金額	④⑲					兆 十億 百万 千 円								
合計事業税額 ③⑤＋③⑦＋③⑨＋④①＋④③＋④⑤＋④⑦＋④⑨				⑤⑩											
事業税の特定寄附金税額控除額				⑤①											
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑤②											
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑤③											
納付すべき事業税額 ⑤⑩－⑤①－⑤②－⑤③				⑤④											
⑤④の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業														
	所得割	⑤⑤	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑤⑥	兆 十億 百万 千 円								
	資本割	⑤⑦			収入割	⑤⑧									
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業														
	所得割	⑤⑨	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑥⑩	兆 十億 百万 千 円								
	資本割	⑥①			収入割	⑥②									
摘 要		課 税 標 準		税率 ($\frac{\quad}{100}$)		税 額									
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		⑥③	兆 十億 百万 千 円		0 0										
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥④			0 0										
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥⑤			0 0										
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (⑥③＋⑥④＋⑥⑤)				⑥⑥											
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				⑥⑦											
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				⑥⑧											
納付すべき特別法人事業税額 ⑥⑥－⑥⑦－⑥⑧				⑥⑨											

(特別法人事業税)